

独自サービス事業運営規程

令和 3 年 3 月 23 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人本別町社会福祉協議会（以下「本会」という。）における介護保険サービスもしくは障害福祉サービス適用外の独自サービス事業（以下「本事業」という。）の運営に係る事項を定め、日常生活において本事業のサービスを要する者に対し、適切かつ円滑に本事業のサービスを提供することを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 本事業の利用対象者は、原則として本別町内に現に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法第 19 条第 1 項に定める要介護認定を受けている者及び同条第 2 項定める要支援認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法第 4 条に定める身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている者）
- (3) 肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている場合を含む。）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者のうち、前各号に該当しない者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に会長が認めた者

(サービス内容)

第 3 条 本事業で提供するサービス（以下「サービス」という。）は次の各号のとおりとする。

- (1) 身体介護
 - ア 食事の介助
 - イ 排泄の介助
 - ウ 衣類着脱の介助
 - エ 入浴の介助
 - オ 身体の清拭
 - カ 通院等の介助
 - キ その他必要な身体介護
- (2) 生活援助
 - ア 調理（配膳、片付けを含む）
 - イ 衣類の洗濯、修繕
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買物
 - オ その他必要な生活援助
- (3) 病院内付添サービス
 - ア 病院内の付添
- (4) 一時宅老サービス
 - ア 日中預かりサービス
 - イ 宿泊サービス
- (5) はつらつサロン
 - ア 話し相手
 - イ レクリエーション
 - ウ 会食
 - エ 簡易な日常動作訓練
 - オ 園芸活動

- カ 通いサービス利用者との交流
- キ 健康チェック
- (6) 食事サービス（原則として本会小規模多機能型居宅介護利用者、高齢者住宅入居者に限る。）
 - ア 朝食サービス
 - イ 昼食サービス（おやつ含）
 - ウ 夕食サービス
- (7) 洗濯サービス
 - ア 洗濯サービス（本会高齢者住宅入居の方）
 - イ 洗濯サービス（本別町国保病院入院中の方）
- (8) 配食サービス（原則として本会通所介護、小規模多機能型居宅介護利用者に限る。）
 - ア 朝食弁当
 - イ 昼食弁当
 - ウ 夕食弁当

（サービスの利用料）

第4条 サービスの利用料は下表のとおりとする。

身体介護		15分毎に 600円	
生活援助		15分毎に 375円	
病院内付添サービス		1回 1,500円	
一時宅老サービス	日中預かりサービス (入浴・昼食込)	介護を要する方	1回 4,500円
		介護を要しない方	1回 3,500円
		時間延長	1時間 500円
	宿泊サービス (入浴・夕食・朝食込)	介護を要する方	1回 6,000円
		介護を要しない方	1回 5,000円
		時間延長	1時間 500円
はつらつサロン		1回 400円	
	(食事希望の場合)	1食 400円	
食事サービス	朝食サービス	1食 350円	
	昼食サービス（おやつ含）	1食 400円	
	夕食サービス	1食 350円	
洗濯サービス	本会高齢者住宅入居の方	1回 150円	
	本別町国保病院入院中の方	1回 1,000円	
配食サービス	朝食弁当・昼食弁当・夕食弁当	1食 400円	

2 前項の規定にかかわらず、前項に定める利用料の支払が困難であると会長が特に認めたときは、前項の利用料を減額又は免除することができる。

(サービス提供日及び提供時間)

第5条 サービスの提供日及び提供時間は、原則として下表のとおりとする。

サービス		サービス提供日	サービス提供時間
身体介護・生活援助		12月31日～1月5日を除く毎日	8:00～18:00
病院内付添サービス		12月31日～1月5日を除く月曜～金曜	8:00～17:00
一時宅老サービス	日中預かりサービス	通年	8:00～17:00
	宿泊サービス	通年	17:00～翌8:00
はつらつサロン		通年	10:00～12:00
食事サービス 洗濯サービス (本会高齢者住宅入居の方)		通年	随時
洗濯サービス (本別町国保病院入院中の方)		お預かり日 月曜日～木曜日	夕方お預かり 翌日お渡し
配食サービス		12月31日～1月3日を除く毎日	随時

(利用の申込み)

第6条 第2条に定める要件に合致し、サービスの利用を希望する者は、独自サービス利用申込書(様式1)を本会へ提出しなければならない。

2 本会は、第2条及び前項の規定に関わらず、本会の事業運営状況等を勘案し、サービスの提供が困難であると判断したときは、前項に規定する申込を拒否することができる。

3 本会は、サービスの利用者(以下「利用者」という。)が第2条に定める要件に合致しなくなったとき、又は前項に準じ引き続きサービスを提供することが困難であると判断したときは、サービスの利用開始後であっても、サービスの提供を中断又は中止することができる。

(秘密の保持)

第7条 本会及び本事業に従事する者は、業務上知り得た利用者又はその関係者等の秘密を保持する。

(損害の賠償)

第8条 利用者が、本会の責めに帰すべき理由により損害を被ったときは、本会が加入する損害保険の範囲内において、本会が利用者に対し損害を賠償するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年3月23日に制定し、令和3年4月1日より施行する。

2 「訪問独自サービス事業運営規程」「小規模多機能独自サービス事業運営規程」「介護事業所における配食サービス事業運営規程」は、令和3年3月31日を以って廃止する。

福祉用具貸与独自サービス事業運営規程

平成 27 年 10 月 22 日 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人本別町社会福祉協議会（以下「本会」という）における介護保険適用外の福祉用具貸与サービス（以下「サービス」という）の運営に係る事項を定め、日常生活においてサービスを要する者に対し、適切かつ円滑にサービスを提供することを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 利用対象者は、原則として本別町に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 傷病等により福祉用具の使用が必要であると本会が判断した者。ただし、その傷病等が回復するまでの期間とする。
(2) 会長が特に必要であると認めた者。

(貸与物品)

第 3 条 貸与する福祉用具は、本会の備品の内、貸与可能な在庫があるもので、次の各号に掲げるものとする。
(1) 車いす
(2) 歩行器
(3) 杖
(4) 介護用特殊寝台一式（介護用ベッド本体、マットレス、サイドレール及び介助バー）

(利用申込から返却まで)

第 4 条 本会は、サービスの利用を希望する者から福祉用具貸与独自サービス利用申込書（様式 1）の提出を受け、サービスの提供を開始する。
2 貸与物品返却の際、本会は前項で提出された福祉用具貸与独自サービス利用申込書により返却物品を確認し、返却を受ける。
3 貸与された物品を利用者の過失により破損または滅失した場合、本会は利用者に対し、賠償を請求することができる。

(利用料)

第 5 条 利用料は別表 1 の通り、1 日目から 7 日目までは定額とし、8 日目以降は同表に定める日額を加算する。
2 180 日を超えてサービスを利用する場合、次の各号のいずれかに該当する期間は 180 日目の利用料を上限とする。
(1) 要介護（要支援）認定を申請した日から介護保険が適用される日の前日までの期間。ただし、その申請が却下となった場合、181 日目から却下が決定した日までの期間における利用料の加算を中断し、却下が決定した日の翌日から日額利用料の加算を再開する。
(2) 福祉用具の購入を希望し、その発注をした日から納品された日までの期間。
3 貸与物品の消毒料については貸与 1 回につき次の各号の通りとする。
(1) 車いす 1, 000 円
(2) 歩行器 1, 000 円
(3) 杖 500 円
(4) 介護用特殊寝台一式 2, 000 円
4 本会はサービスの利用を希望する者に対し、利用料の料金体系及び支払方法について事前に説明しなければならない。
5 本会は毎月末までの利用料について、翌月 15 日までに請求書を発行し、それに基づいて利用料の支払を受ける。ただし、消毒料は初回の利用料請求と併せて請求し、支払を受ける。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成27年10月22日に制定し、平成28年4月1日より施行する。

別表1

貸与物品	車いす	歩行器	杖	介護用特殊寝台一式
日額	120円	60円	20円	200円
1～7日目	600円	300円	100円	1,000円

※8日目以降は1～7日目の額に日額を加算する。